

電子帳簿保存法が、令和4年1月1日から改正されます。
今号では、今回の改正のうち、皆様の日ごろの記帳等に大きく影響する「電子取引情報の保存等」のポイントについてお知らせします。
また、新たな新型コロナに対する支援策として「事業復活支援金」が行われることとなりますので併せてお知らせします。
なお、お知らせする情報は12月19日現在の情報であることをご承知おきください。

1 電子帳簿保存法（電子取引情報の保存等）の改正

【ポイント1】電子帳簿保存法（電子取引情報の保存等）の改正

すべての法人・個人事業者（不動産所得者も含みます。）は、電子取引の取引情報を電子データで保存することが義務付けられました。もし、税務調査等で電子データの保存がないことが明らかになった場合、「青色申告の取消」など税務上不利な取扱いを受ける可能性があります。

【ポイント2】「電子取引」

「電子取引」とは、取引情報（自社で発行、受領するものすべて）の受け渡しを電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には、主に次のような取引が「電子取引」に該当するとされています。

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領する。
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用する。
- ③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用する。
- ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用する。
- ⑤ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領する。

【ポイント3】電子取引データの保存等

（1）保存要件

電子取引データの保存に当たっては、「真実性」や「検索性」を確保するための保存要件を満たす必要があります。具体的には、真実性や検索性の要件を満たした請求書等保存ソフトを使用すれば特段の対応は必要ありません。

(2) 保存方法

「電子取引」の数が少ない場合や請求書等保存ソフト等を使用しない場合は、請求書等データを次の2つの方法により保存することになります。

イ 規則性を持った内容表示による方法

- ① 請求書等データのファイル名に規則性（例：取引年月日__取引先__取引金額）を持たせ、「取引の相手先」や「取引月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- ② 「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。

ロ 連番を付して内容を索引簿で管理する方法

- ① 請求書等データのファイル名に連番を付して、任意のフォルダに格納し保存する。
- ② 索引簿を作成し、索引簿に請求書データの内容を登録する。
- ③ 「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。

【ポイント4】今後の対応等

今回の改正については、数多くの懸念材料などから、令和4年度の与党税制改正大綱で「電子取引情報の保存」について令和5年12月31日まで猶予することが決定され、3月頃に法律が改正されると思われます。

しかし、あくまでも法律等の施行が令和5年12月31日まで猶予されるだけであり、令和6年1月1日からの「電子取引情報の保存」に向けた準備は必要となりますのでご注意ください。

2 事業復活支援金

コロナ禍で大きな影響を受ける事業者への支援策として、①地域・業種問わず、②固定費負担の支援として、③5か月分の額を一括給付する「事業復活支援金」について、現在、公表されている支援金の概要は次のとおりです。

- 対象者：新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者
- 開始時期：補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定
- 給付額：5ヶ月分（11月～3月）の売上高減少額を基準に算定
- 上限額：

売上高減少率	個人	法人（年間売上高）		
		1億円以下	1億円超～5億円	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	100万円

ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!